

## 北地区公民館喫茶室出店者募集要領

### 1. 目的

北地区公民館では、施設を利用する市民の憩いの場の提供および利便性向上を目的として喫茶室を設置しています。この要領は喫茶室の出店者を見積り合わせにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

### 2. 貸付場所

新潟市北区松浜1丁目7番地1

北地区公民館1階 喫茶室 21.20㎡

### 3. 貸付方法

喫茶室は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下、「貸付」といいます。）により貸付するものです。

### 4. 貸付期間

貸付期間は、令和6年7月1日から令和11年6月30日までとします。

（5年間・更新なし）

### 5. 応募資格要件

次の項目を全て満たすものであること。

- (1) 飲食物を取り扱う店の経営または従事経験が3年以上あること。
- (2) 営業に関する必要な許認可、免許等を有していること。
- (3) 公租公課の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく破産申し立ておよび再生または更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第6条に規定する排除対象者でないこと。
- (7) 法人（団体）の本社所在地または個人の住民票所在地が、新潟市内であること。

### 6. 応募方法（公募型見積合せの実施）

#### (1) 提出書類

「(様式1) 出店申請書」「(様式2) 貸付料見積書（以下「見積書」という。）」「(様式3) 経営概要兼従事経験書」及び「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」に所定事項を記入、押印のうえ、書類受付場所に直接ご提出ください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

- (2) 書類提出期限 令和6年6月13日(木)
- (3) 受付期間 公募の開始日から書類提出期限の午前8時30分から午後5時15分まで  
(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (4) 書類提出受付場所  
新潟市北区松浜1丁目7-1  
北地区公民館事務室
- (5) 見積書提出にあたっての留意事項
  - ①見積金額は、消費税及び地方消費税を含めた1年分の貸付料を記載してください。  
なお、見積金額は最低貸付料(94,459円)以上としてください。  
(初年度及び最終年度の貸付料は、1年を365日とする日割り計算により算出します)
  - ②見積金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。
  - ③見積書の返却は行いません。

## 7. 見積合せの注意事項

- (1) 業務履行が困難と判断できる高額の貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面で届出するものとします。

## 8. 出店予定者の選定

- (1) 見積合せ日時  
令和6年6月14日(金) 午前9時00分  
なお、応募者立会いを求めないものとします。
- (2) 見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積を行った応募者を出店予定者として選定します。出店予定者は、公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸契約を締結し、正式な出店業者となります。
- (3) 出店予定者を選定したときは、直ちにその旨を出店予定者に通知するとともに速やかに公表します。
- (4) 落札となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、指定した日に、当該見積者によるくじ引きにて、出店予定者を選定します。
- (5) 決定通知後、応募資格(5.に定める要件のうち(6)を除いたもの)があることを明らかにする証明書等の提出をお願いします。また出店に向けた話し合いを行います。

## 9. 出店予定者の選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、出店予定者としての選定を取り消します。

- (1) 指定する期日までに貸付申請の手続きを行わなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 出店予定者が応募者の資格を失ったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者としてふさわしくないと本市が判断したとき。

#### 10. 出店予定者が出店を辞退した場合

出店者が辞退した場合は、新たな出店者を定める手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該出店予定者の次に高い見積額を提示した応募者を新たな出店予定者と決定することができるものとします。また、貸付料は、次に高い見積書を提示した者が公募手続きで提示した額とします。